

川崎市立西菅小学校 いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画

《めざす子どもの姿》

学習指導要領

かわさき教育プラン「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」

学校教育目標

かしこく 心豊かで たくましく 自分で考えて行動する子 共に生きる子

かしこく (知)	心豊かで (心)	たくましく (体)
☆自ら学ぶ子、共に学ぶ子 ☆獲得した知識や技能を基に考え判断し、進んで実行して、よりよく生きる子	☆自他のよさを互いに認め、相手の気持ちや立場を尊重して活動する子 ☆目標に向かって実行し、継続する子	☆自他の命、互いの心や身体を大切にし、活動する子 ☆体を動かす喜びを感じ、最後までやりぬく子

《重点施策》

※ ◎は、最重点

かしこく (知) K	心豊かで (心) Y	たくましく (体) T
夢中、表現、想像力	思いやり、感謝、協力	健康、安全、体力向上
◎基礎基本の定着を図りながら、児童が学びに夢中になれる授業づくりに努める。 ○学び方がわかり、自分の思いや願い、考えを表現できる授業づくりに努める。 ○読書活動やGIGA端末を活用した教育活動を通して、児童の想像力を育成する。	◎進んで挨拶し、よりよい関わりをもとうとする児童を育成する。 ○思いやりや感謝する心を育む。 ○友達と協力して進んで活動し、目標に向かって最後まで粘り強くやり通す児童を育成する。	◎心身ともに健康な生活を送るための行動の基礎（睡眠・栄養〈給食〉運動）を身に付けられるように努め、 免疫力の向上を図る。 ○学校の決まりや交通ルール、防災防犯の意識をもって安全で安心に生活することのできる児童を育成しながら、環境整備にも努める。 ○運動のよさに気づき、進んで体力づくりのできる児童を育成する。

人権尊重教育、支援教育の充実

- ◎人権意識を高め、いじめ、暴言・暴力は、決して許されないという姿勢をもつ。
- 児童の思いを第一に考え、教育的配慮のもと、適切な支援や指導を行う。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援教育を基盤として取り組む。

保護者や地域の方々との相互理解のための積極的な情報発信

- ◎HP、情報配信メール、学校説明会・学校報告会、学校公開、授業参観、学習発表会、学校・保健・給食便り（原則デジタル化）等を通して、児童の姿や学びの様子を保護者や地域に発信し、共有する。
- 児童・保護者・教職員で行う学校評価を生かして、学校運営協議会と学校運営を行う。

職場環境とめざす職員像

- ◎全校児童を全教職員で育てる。
- 専門性を尊重し、得手を認め不得手を補い合える、笑顔あふれる活気のある職場をめざす。
- 自分や家族の健康を大事にして、ライフワークバランスを整える職員集団をめざす。（業務改善、働き方改革）

校内研究 社会科を通して、学び方がわかり、自分の思いや願い、考えを表現できる指導を工夫する。

テーマ『学びに夢中になる子 ～「やってみたい」「どうすれば」「やってよかった」～』

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任
児童指導担当、支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー（要請による派遣）、
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・職員研修計画担当者・支援教育C○）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）
 - 1年・・・・・・・・・・1年学年主任 2年・・・・・・・・・・2年学年主任
 - 3年・・・・・・・・・・3年学年主任 4年・・・・・・・・・・4年学年主任
 - 5年・・・・・・・・・・5年学年主任 6年・・・・・・・・・・6年学年主任
- 支援級・・・・・・・・・・支援級主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（望月・支援教育C○）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会活動・計画委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（計画委員担当者）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任・支援教育C○）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育C○）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭、支援教育C○）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・Y部会・児童支援全体会等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について *教育相談日 (1回)・スクールカウンセラー (2回)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・「にしにしポスト」の紹介 ・効果測定の実施 (第1回) *教育相談日 (1回)・スクールカウンセラー (2回)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語・ポスターの募集 (代表委員会・環境委員会) ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について <p>【児童指導点検強化月間】の取組 具体例 (朝会で校長やコーディネーターがいじめについての話を言い、その後に学級で話をする)</p> <p>*教育相談日 (1回)・スクールカウンセラー (2回)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・教育相談週間の実施 ・携帯電話教室の実施 ・夏休み期間中の対応確認 *教育相談日 (2回)・スクールカウンセラー (2回)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会 ・効果測定の実施 (第2回) *教育相談日 (1回)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 <p>*教育相談日 (1回)・スクールカウンセラー (2回)</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート集計について *教育相談日 (1回)・スクールカウンセラー (2回)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 *教育相談日 (2回)・スクールカウンセラー (2回)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定の実施 (第3回) ・教育相談週間の実施 *教育相談日 (2回)・スクールカウンセラー (2回)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 <p>*教育相談日 (2回)・スクールカウンセラー (1回)</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校体制振り返り月間」の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映 *教育相談日 (2回)・スクールカウンセラー (2回)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し *教育相談日 (1回)・スクールカウンセラー (1回)

※ かわさき共生*共育プログラムのSOS受け方・出し方教育の実施時期は検討中

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・ 1年生 入学おめでとう会、6年生 ありがとう集会、たてわり集会、各委員会主催の集会等での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・ 代表委員会や各委員会による自主的なあいさつ運動

[交流活動の活性化]

- ・ たてわり活動
- ・ 1・2年ワンツーフレンズ
- ・ 小中連携活動（地域教育会議主催のこども会議等のイベントでの交流、ふれあいまつりでの交流、6年生の中学校体験・部活体験、他）
- ・ 町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・ いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施（6月）
- ・ 年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・ 校外委員会主催のあいさつ運動や立ち番指導

地域住民の取組

- ・ 地域教育会議を中心とした地域での見守り活動
- ・ 西菅安全安心ボランティアの活動